

# 牛マルキンが 法制化します！



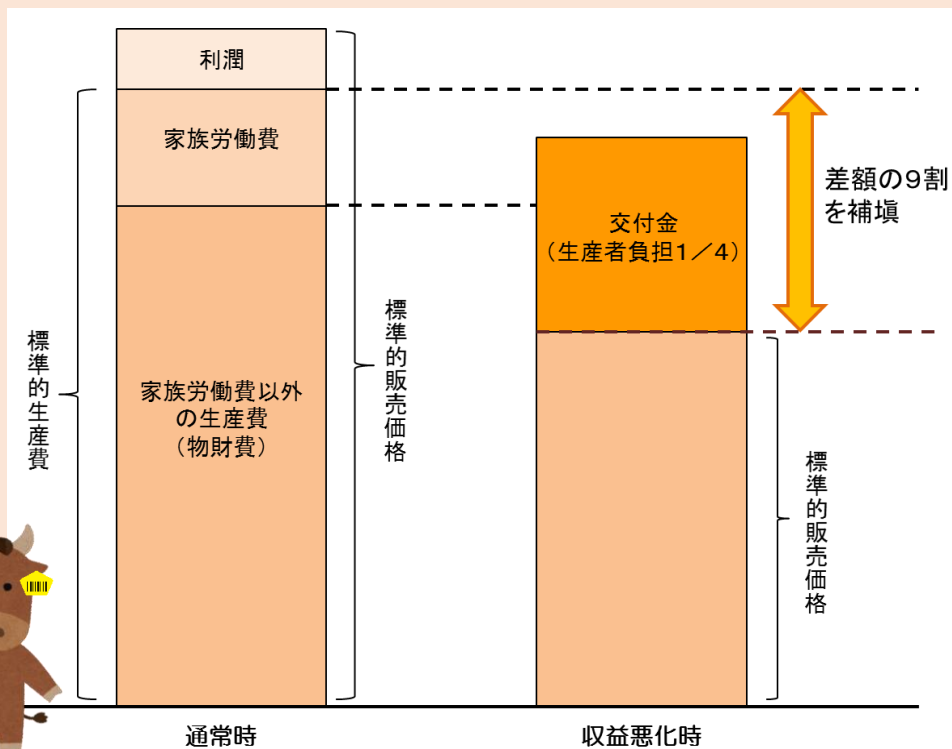
## 牛マルキンと法制化について

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）とは…

TPP11の発効日（平成30年12月30日）をもって、牛マルキンは新たな法律制度である「肉用牛肥育経営安定交付金制度」として、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき実施されます。

新たな国際環境のもと、恒久的な畜産経営のセーフティネットとしてスタートします。

負担金を納付すれば、必ず補填が受けられます！



生産者の方は負担金を納付すれば、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額分の9割が交付されます。  
※生産者負担金は、交付金の原資（1/4相当）に利用されます。

## 牛マルキンのポイント

法律に基づいた制度

負担割合は、生産者：機構  
= 1：3が基本

補填率は9割

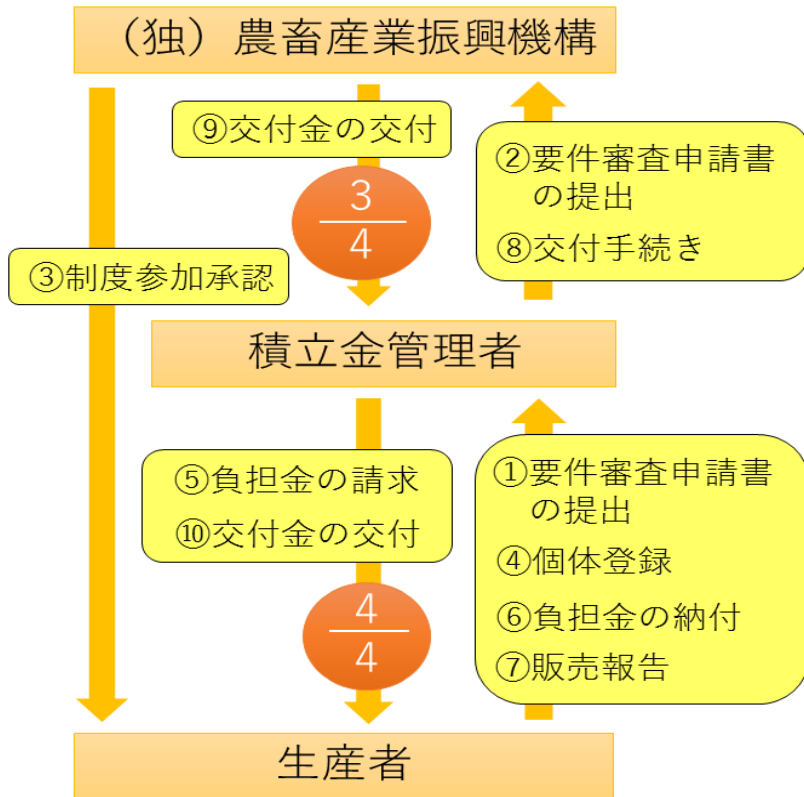
3年に1度の  
負担金の返還※

※納付した負担金に残額がある場合のみ実施

# 新たな牛マルキンの仕組み

積立金管理者が交付金を…

代理受領する場合



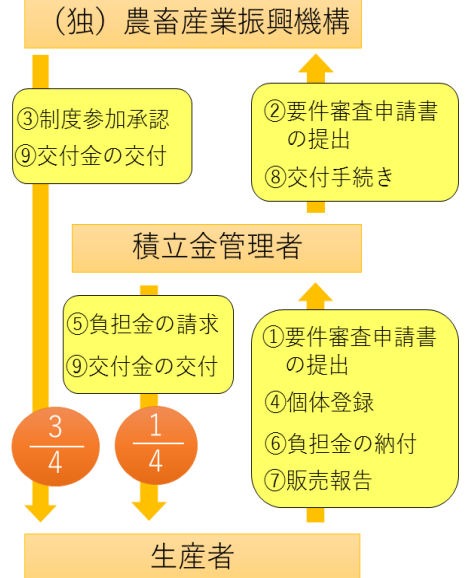
★積立金管理者って誰？

国が指定した生産者負担金を管理する団体です。

《主な業務》

- ・生産者負担金の管理
- ・交付金の交付 など

代理受領しない場合



- ・負担金を積立金管理者に納付する場合、別途、積立金管理者と契約を締結する必要があります。
- ・交付金は、原則 (独) 農畜産業振興機構 (3/4) と積立金管理者 (1/4) から交付されます。
- ・代理受領の場合、交付金は積立金管理者から全額交付されます。その場合、積立金管理者に委任する必要があります。

## ●お願い●

この制度は、生産者間の助け合いにより成り立っています。大勢の生産者の方々の参加及び多数の肉用牛の登録により、健全な制度運営が図られ、皆さんの長期的な経営安定に繋がります。

是非とも、本制度への積極的な参加と全頭登録をお願いいたします。

みんなで  
全頭加入  
しよう！

